国東市議会議長 丸小野 宣康 様

提出者 議会運営委員会委員長 後藤 貴志

国東市議会委員会条例の一部改正について (案)

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

提案理由 組織機構の見直し及び地方自治法の改正に伴う委員会の開会方法の特例の新設により、本条例の一部を改正する必要があるので、提出する。

## 国東市議会委員会条例の一部を改正する条例

国東市議会委員会条例(平成18年国東市条例第241号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号中「、医療保健課」及び「、高齢者支援課」を削り、「総合支所 地域振興課」の前に「、子育で支援課」を加え、同項第3号中「観光課、活力創生 課」を「観光・地域産業創造課」に改める。

第15条の次に次の1条を加える。

(委員会の開会方法の特例)

- 第15条の2 委員長は、委員について、次に掲げる場合に該当すると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法(以下この条において「オンラインによる方法」という。)によって、委員会を開会することができる。ただし、第20条第1項の秘密会は、この限りでない。
- (1) 大規模な災害の発生、感染症のまん延その他の委員個人の責に帰することが できない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難で ある場合
- (2) 育児、介護その他のやむを得ない事由により委員会を招集しようとする場所 に参集することが困難である場合
- 2 前項の規定により委員会が開会される場合において、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。
- 3 第1項の規定により開会された委員会に、オンラインによる方法で出席する 委員は、この条例の規定の適用については、当該委員会に出席しているものと みなす。
- 4 オンラインによる方法での委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。
- 第19条及び第20条を次のように改める。

(傍聴の取扱い)

- 第19条 委員会は、議員のほか、委員長の許可を得た者が傍聴することができる。
  - 2 委員長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。
  - 3 前2項に定めるもののほか、会議の傍聴については国東市議会傍聴規則(平成 18年国東市議会規則第2号)の規定を準用する。

(秘密会)

第20条 委員会は、その議決で秘密会とすることができる。

2 委員会を秘密会とする委員長又は委員の発議については、討論を用いないで委員会に諮って決める。

第24条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、前項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織(委員会又は委員長の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項において同じ。)とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第28条において同じ。)を使用する方法により行うことができる。

第25条中「あらかじめ文書で」を「前条の規定によりあらかじめ」に改める。 第25条第2項に次の1項を加える。

3 公述人は、オンラインによる方法により公聴会で意見を述べることができる。 第28条の見出し中「文書」を「文書等」に改める。

第29条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 参考人は、オンラインによる方法により委員会で意見を述べることができる。 第30条第2項の次に次の1項を加える。
- 3 第1項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。この場合において、同項の規定による署名又は押印については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをも

って代えることができる。

附則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

国東市議会議長 丸小野 宣康 様

提出者 議会運営委員会委員長 後藤 貴志

国東市議会会議規則の一部改正について (案)

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

提案理由 令和5年4月に地方自治法の一部が改正され、地方議会に係る手続きの オンライン化が可能となったことに伴い、国東市市議会会議規則による手 続きにおいてもオンライン化を可能とするため、本規則の一部を改正する 必要があるので、提出する。

## 国東市議会会議規則の一部を改正する規則

国東市議会会議規則(平成 18 年国東市議会規則第 1 号)の一部を次のように改正する。

国東市議会会議規則(平成18年国東市議会規則第1号)の一部を次のように改正する。

「すべて」を「全て」に改める。

目次中「、参考人」を「及び参考人」に改め、「第 94 条」を「第 94 条の 2」に改め、「第 166 条」の次に「・第 166 条の 2」を加え、「第 168 条」を「第 167 条の 2 一第 168 条」に改める。

- 第9条第2項中「認めるときは」の次に「、会議に宣告することにより」を加え、同条第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。
- 3 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であって緊急を要すると きその他の特に必要があると認めるときは、会議時間を変更することができ る。
- 第14条第2項中「そなえ」を「備え」に改める。
- 第19条第1項中「承認を要する。」を「許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。」に改め、同条第2項及び第3項中「承認」を「許可」に改める。
- 第 29 条中「職員の点呼に応じて」を「議長の指示に従って」に、「投票用紙を投票箱に投入する」を「投票する」に改める。
- 第31条に次の1項を加える。
- 4 投票の効力に係る法第 118 条第 6 項の規定による通知に関し必要な事項は、議 長が定める。
- 第44条第2項中「会議」を「議会」に改める。
- 第45条第2項中「必要があると認めるときは」の次に「、議会の承認を得て」を加える。
- 第67条中「とろうと」を「採ろうと」に改める。
- 第70条第1項中「とろうと」を「採ろうと」に改め、同条第2項中「とら」を「採ら」に改め、同条第3項及び第4項中「とる」を「採る」に改める。
- 第71条第1項中「とる」を「採る」に改める。
- 第74条中「第31条」の次に「第3項」を加える。
- 第76条ただし書中「とら」を「採ら」に改める。
- 第77条第1項中「とら」を「採ら」に改め、同条第2項及び第3項中「とる」を 「採る」改める。

- 第1章中「第9節 公聴会、参考人」を「第9節 公聴会及び参考人」に改める。
- 第80条第1項中「あらかじめ文書で」を「前条の規定によりあらかじめ」に改める。
- 第85条第2項中「議長の定める方法により」を「速記法その他議長が適当と認める方法によって」に改める。
- 第86条中「、印刷して」を削る。
- 第94条の次に次の1条を加える。

(出席委員に関する措置)

- 第94条の2 この章における出席委員には、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法(以下「オンラインによる方法」という。)で委員会に出席している委員を含む。
- 第100条中「承認を要する。」を「許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、委員長の許可を得なければならない。」に改める。第117条第1項中「委員でない議員」の次に「(以下この条において「委員外議員」という。)」を加え、同条第2項中「委員でない議員」を「委員外議員」に改め、同条に次の2項を加える。
- 3 前 2 項の場合において、法第 109 条第 9 項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、委員外議員は、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することができる。
- 4 前項の委員外議員が、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。
- 第 118 条に次の 1 項を加える。
- 2 法第 109 条第 9 項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれている場合において、委員長が、委員として発言するときは、委員長の職務を行うことができない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、委員長の職務を行うことができない。
- 第 125 条の見出し中「朗読」を「配布」に改め、同条中「職員をして朗読させる」を「その写しを委員に配布する。ただし、やむを得ないときは、朗読をもって配布に代えることができる」に改める。
- 第128条中「とろうと」を「採ろうと」に改める。
- 第129条に次のただし書きを加える。
- ただし、法第 109 条第 9 項に基づく条例の規定により、オンラインによる方法で 出席している委員は、この限りでない。
- 第131条第1項中「とろうと」を「採ろうと」に改め、同条第2項中「とら」を

「採ら」に改める。

- 第132条第1項中「とる」を「採る」に改める。
- 第135条中「第31条」の次に「第3項」を加える。
- 第137条中「とら」を「採ら」に改める。
- 第138条第1項中「とる」を「採る」に改める。
- 第139条第2項中「、法人」を「並びに法人」に改め、同条第5項中「承認」を 「許可」に改め、同条に次の1項を加える。
- 6 議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、会議の議題となった後において は議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前において は、議長の許可を得なければならない。

第141条第1項中「議長において常任委員会又は議会運営委員会に付託する必要がないと認めるときは、この限りでない」を「常任委員会に係る請願は、議会の議決で特別委員会に付託することができる」に改め、同条第2項中「前項の規定にかかわらず、議長が特に必要があると認めるときは、常任委員会に係る請願は、議会の議決で、特別委員会に付託することができる」を「委員会の付託は、議会の議決で省略することができる」に改め、同条第3項中「みなす」を「みなし、それぞれの委員会に付託する」に改める。

- 第142条第2項中「規定による」を削り、同条に次の2項を加える。
- 3 前項の場合において、法第 109 条第 9 項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、紹介議員は、オンラインによる方法で説明することができる。
- 4 前項の紹介議員がオンラインによる方法で説明することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。
- 第143条第1項中「ついての」を「ついて、」に改め、「意見を付け、」を削り、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。
- 2 委員会は、必要があると認めるときは、請願の審査結果に意見を付けることができる。
- 第144条中「決したものについては」の次に「、」を加える。
- 第 145 条中「、その内容が請願に適合する」を「議長が必要があると認める」に 改める。
- 第150条中「議会が議員の被選挙権の有無又は法第92条の2の規定に該当するかどうかについての法第127条第1項の規定による決定をしたときは、議長は、その決定書を決定を求めた議員及び決定を求められた議員に交付しなければならない。」を「前条の規定による決定の本人への通知に関し必要な事項は、議長が定める。」に改める。
- 第 152 条中「、外とう、襟巻、つえ、かさ」を「、コート、マフラー、傘」に 「議長の許可を得たときは」を「会議への出席に必要と認められる物であって議 長にあらかじめ届け出たものについては」に改める。

第157条中「資料、新聞紙、文書等の印刷物」を「資料等」に改める。

第 161 条中「はすることはできない」を「がすることができない」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

## (代理弁明)

- 第161条の2 議員は、自己に関する懲罰動議及び懲罰事犯の会議並びに委員会で 一身上の弁明をする場合において、議会又は委員会の同意を得たときは、他の 議員をして代わって弁明させることができる。
- 第 166 条の次に次の 1 条を加える。

(協議等の場の開催方法の特例)

- 第166条の2 前条の協議等の場については、大規模な災害等の発生等又は重大な 感染症のまん延により、その構成員が開会場所に参集することが困難と認める ときは、オンラインによる方法で協議等の場を開くことができる。
- 2 前項の場合において、開会方法その他必要な事項は、委員会条例の例による。 第167条の次に次の2条を加える。

(電子情報処理組織による通知等)

- 第167条の2 議会又は議長若しくは委員長(以下この条及び次条第1項において「議会等」という。)に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物(次項及び第6項並びに次条において「文書等」という。)により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織(議会等の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項及び第4項において同じ。)とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法により行うことができる。
- 2 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定 されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、 議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法に より行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織 を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限 る。
- 3 前 2 項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。
- 4 第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、 当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録が された時(第20条、第86条、第140条第1項及び第141条第1項の規定による 議員に対する通知にあっては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等

- が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機(入出力装置を除く。)による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。)に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発した時のいずれか早い時)に当該者に到達したものとみなす。
- 5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること(以下この項において「署名等」という。)が規定されているものを第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。
- 6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第3項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知(第6項の規定により前2項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。)」とする。

## (電磁的記録による作成等)

- 第167条の3 この規則の規定(第28条第1項(第74条において準用される場合を含む。)を除く。)において議会等が文書等を作成し、又は保存すること(次項において「作成等」という。)が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。
- 2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。

附則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。